令和4年茨城県サービス業調査

記入の手引き

- I. 最初にお読みください p.1
- Ⅱ. 御記入の手順
- p. 2
- Ⅲ. よくある質問(Q&A)
- p. 4
- Ⅳ. 調査の概要
- p. 7
- V. (付表) 対象事業コード表 p.8

I. 最初にお読みください

①茨城県が実施している調査です。

この調査は、茨城県の統計課が実施している非常に重要な調査です。

調査の結果は、今後の県の政策運営などに活かされていくことから、本調査への御協力をお願いします。

②守秘義務により回答内容の目的外使用や漏えいはありません。

提出された調査票は、本調査の結果報告及び「茨城県産業連関表」の作成以外の目的には使用しません。

徴税その他、貴事業所の利害に関することに利用したり、回答情報を他に漏えいすることはありません。

③調査票提出は令和5年9月29日(金)までにお願いします。

調査票に記入の上、そのうち1枚を付属の返信用封筒で御返送ください。 また、インターネット(電子メール及びいばらき電子申請・届出サービス)を 使った回答も可能です(p.5参照)。

④御不明なことがあれば統計課までお問合せください。

茨城県 政策企画部 統計課 企画分析グループ サービス業調査担当

TEL: 029-301-2642

FAX: 029-301-2669

] = L の小文字

電子メール:sabi@pref.ibaraki.lg.jp

Ⅱ. 御記入の手順

調査対象期間(令和4年(2022年)1月1日~令和4年(2022年)12月31日の1年間)について御回答ください。

①事業所名称・事業所の所在地 【確認してください】 ——

「平成28年経済センサス-活動調査」等のデータをもとに印字してあります。社名や所在地に変更や誤りがあり、現状と異なる場合は、訂正してください。

②事業所の従業者数 【必須】—

調査期間末日における、実際に業務に常時従事する従業者(パート・アルバイト・派遣社員含む)の数を記入してください。

ここでいう従業者数とは(1)常用労働者と(2)個人事業主及び無給家族 従業者を合計した人数です。

(1) 常用労働者

- ①期間を決めず、又は1か月以上を超える期間を決めて雇われている者
- ②日々又は1か月以内の期間に限って雇われた者のうち、その月とその前月 にそれぞれ18日以上雇われた者
- ③人材派遣会社からの派遣従業者、親会社からの出向従事者などで、上記①② に該当する者
- ④重役、理事等の役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
- ⑤事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与 の支払いを受けている者

(2) 個人事業主及び無給家族従業者

- ①業務に従事している個人事業主(実務に携わっていない者は除く)
- ②個人事業主の家族で、無報酬で常時就業している者(手伝い程度の者は除く)

③本票作成担当者 【必須】-

この調査票に御記入いただいている方の氏名、連絡先等を記入してください。 ※提出された調査票の内容について、照会させていただくことがあります。

4調査票に記入した決算期等の期間 【必須】—

⑧の年間売上額(D~G)は、令和4年(2022年)1月1日~令和4年 (2022年)12月31日の1年間の状況について記入しますが、この期間 での把握が難しい場合には、事業所で定められた決算期など、最も近い1年間 での売上額を御回答いただき、その期間を記入してください。

⑤年間売上額の税別 【必須】—

⑧の年間売上額(D~F)について、消費税込みと消費税抜きのどちらで記入したか、あてはまる方に〇を付けてください。

⑥(A)事業コード・(B)事業名 【確認してください】—

「平成28年経済センサス-活動調査」等のデータをもとに印字してあります。誤りがないか確認し、現状と異なる場合は、次のケースを参考に、訂正や 追記をしてください。

〈ケース1〉印字済みの事業ではなく、実際には違う事業を行っている。

→印字事業に取消し線を引き、現実に行っている事業コード・事業名に訂正 する。

〈ケース2〉印字済みの事業も行っているが、その他の事業も行っている。

→行っている事業の事業名、事業コードを空欄に記入する。

〈ケース3〉行っている事業の種類が5つ以上あり、欄内に書ききれない。

→年間売上額が大きい順に4事業まで記入し、残りの事業を「その他」にま とめて記入する。

事業コード・事業名の特定は、「(付表) 対象事業コード表」(p.8) や、別冊「対象事業コード表(詳細版)」の「事業例示」を参考にしてください。

⑦(C)事業内容 【必須】—

⑥で記載した事業名の内容を記入してください。

事業内容の特定は「(付表)対象事業コード表」(p.8)の「事業例示」や、別冊「対象事業コード表(詳細版)」の「事業例示」を参考にし、上記の資料に該当するものがない場合は、自由に御記入ください。

8 (D)年間売上額~(G)国外むけ年間売上額 【必須】~

(D) 年間売上額

事業所で行われた事業ごとに、年間売上額を記入してください。 売上額は可能な限り、消費税を抜いた金額で記入してください。

- (E) 県内むけ年間売上額
- (F) 県外むけ年間売上額
- (G)国外むけ年間売上額

(D) 年間売上額の内訳として、県内・県外・国外むけに取引されたサービスの売上額を記入してください。

売上額は可能な限り、消費税を抜いた金額で記入してください。

9備考欄—

特に付記する事項があれば、こちらに御記入ください。

調査対象年の途中での事業の変更や廃止があった場合などは、その時期についてもこちらに記入してください。

Ⅲ. よくある質問(Q&A)

本調査に関して、よくお問合せをいただく質問と回答について掲載します のでお役立てください。こちらで解決しない御不明な点があれば 1 ページの 問合せ先まで御連絡ください。

Q:調査の封筒が事業所(店舗)に届きましたが、事業所ごとに-回答するのでしょうか?

A:はい、事業所ごとに回答してください。

本調査は事業所(店舗)単位での状況を調査しています。関連企業や本社、 その他の支店などの分は含めずに回答してください。

ただし、調査項目について、事業所では把握していない場合は、本社等に確認して記入していただくか、本社の担当者様にお取次ぎください。

Q:調査票様式が2枚入っていました。-

A:1枚は提出用、もう1枚は回答者保管用(控え)です。

御提出いただいた調査票について、こちらから確認させていただく場合 がありますので、必ず控えをとり保管してください。

記入した1枚をコピーし、記入したものを提出用、コピーを保管用としていただいても構いません。

Q:インターネット上で回答することは可能ですか?

A:可能です。

以下の1、2いずれかの方法でインターネット上で回答することができます。

- 1 電子メールによる回答
 - ① 統計課ホームページ内の、サービス業調査特設ページ(下記 URL)から、調査票様式(エクセルファイル)をダウンロードします。

https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/betsu/syogyo/sabi2022/index.html

- ② ダウンロードした調査票様式ファイルに、回答を入力し保存します。
- ③ 保存したファイルを電子メールに添付し、下記の調査専用メールアドレスあてに送付してください。 1=Lの小文字

メールアドレス: sabi@pref.ibaraki.lg.jp

2 いばらき電子申請・届出サービスによる回答 下記 URL からいばらき電子申請・届出サービスにアクセスし、手順 に沿って回答してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=41679

Q:全事業所のデータはあるが、個別の事業所ごとのデータはありません。

A:全事業所(茨城県内)のデータを御記入ください。

どうしても個別の事業所のデータが得られない場合は、県内にある複数事業所を合計したデータを記入してください。

その際は備考欄に、記入したデータの事業所数を記入してください。

例:「県内4店舗合計(水戸店、日立店、つくば店、筑西店)」

Q:調査対象期間中に、事業所が合併・閉鎖しました。一

A:合併後・閉鎖前の状況を御回答ください。

• 合併した場合:合併日から対象期間末日まで

• 閉鎖した場合: 対象期間初日から閉鎖日まで

上記期間について回答し、④期間等記入欄にその期間を記入してください。

Q:取引先が多数あり、地域別(県内むけ、県外むけ、国外むけ)-の売上額を集計していません。

A:売上額を額面で把握できない場合は別の指標を根拠として回答してください。

取引先の住所など、別の指標から出した、地域別(県内・県外・国外)の割合を、年間売上額に乗じて得た、地域別売上額を記入してください。また、別指標による地域別の割合を、そのまま記入することも可能です。

例:年間売上額10億円、取引先20件(県内15件、県外4件、海外1件)

D			
年間売上額	E	F	G
E+F+G	県内むけ年間売上額	県外むけ年間売上額	国外むけ年間売上額
100000 万円	75000 🛱	20000 万	5000 g

または、

D			
年間売上額	E	F	G
E+F+G	県内むけ年間売上額	県外むけ年間売上額	国外むけ年間売上額
100000 万	75% 景	20% 🖟	5% 景

Q:正確な売上額または割合を把握していません。

A:概ねの金額または割合を御記入ください。

他に参考となる指標が全くない場合は、記入者様の考える大まかな金額を御記入ください。

※本調査では、事業所において日頃の業務を通じて得られた経験に基づく 回答も重要な結果として捉えています。

Q:前回調査での自事業所の回答は教えてもらえますか? —

A:申し訳ありません。自事業所でもお教えできません。

前回調査の回答として御提出いただいた内容は、たとえ同一企業、同一事業所であってもお教えすることができません。

前回と比較した上で照会することはありませんので、現在の状況をそのまま御記入ください。

Ⅳ. 調査の概要

1. 調査目的

茨城県サービス業調査は、茨城県に所在する事業所におけるサービスの県際間の取引状況を明らかにすることを目的としています。

また、茨城県が作成する「令和2年茨城県産業連関表」作成のための基礎資料となります。

2. 調査対象

サービス業(付表「対象事業コード表」(p.8) に掲げる事業) を実施している県内事業所のうち、産業分類ごとの事業所数等により一定の割合で選定しています。

3. 調査対象期間

令和4年(2022年)1月1日~令和4年(2022年)12月31日の 1年間

ただし、上記期間での把握が困難な場合には、上記以外の1年間とします。

4. 調査事項

対象事業の年間売上額 (年間売上額、地域別(県内・県外・国外)の売上額)

5. 提出期限

令和5年9月29日(金)

同封の返信用封筒、電子メールへの添付、いばらき電子申請・届出サービス による回答のいずれかの方法で提出してください。

6. 提出部数

1部(残り1部は保管用)

7.提出先・問合せ先

310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県 政策企画部 統計課 企画分析グループ サービス業調査担当

TEL: 029-301-2642

]=Lの小文字

FAX: 029-301-2669

電子メール:sabi@pref.ibaraki.lg.jp

V. (付表)対象事業コード表

	日本標準産業分類	事業コード	事 業 名	事業例示
	39 情報サービス業	G-391	ソフトウェア業	受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケー ジソフトウェア業、ゲームソフトウェア業
		G-392	情報処理・提供サービス業	情報処理サービス業、情報提供サービス業、市場調査・世論 調査・社会調査業、その他の情報処理・提供サービス業
3	40 インターネット附随 サービス業	G-401	インターネット附随サービス業	ボータルサイト・サーバ運営事業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・ブロバイダ、インターネット利用サボート業
青	41 映像・音声・文字情報 制作業	G-411	映像情報制作•配給業	ける。 映画・ビデオ制作業、テレビション番組制作業、アニメーション制作業、映画・ビデオ・テレビション番組配給業
银		G-412	音声情報制作業	レコード制作業、ラジオ番組制作業
言業		G-413	新聞業	新聞業
		G-414	出版業	出版業
		G-415	広告制作業	広告制作業
		G-416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	ニュース供給業、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯 するサービス業
<	70 物品賃貸業	K-701	各種物品賃貸業	総合リース業、その他の各種物品賃貸業
不		K-702	産業用機械器具賃貸業	産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業
動産		K-703	事務用機械器具賃貸業	事務用機械器具賃貸業、電子計算機・同関連機器賃貸業
業		K-704	自動車賃貸業	自動車賃貸業
勿品		K-705	スポーツ・娯楽用品賃貸業	スポーツ・娯楽用品賃貸業
重省業		K-709	その他の物品賃貸業	映画・演劇用品賃貸業、音楽・映像記録物賃貸業、貸衣しょう業、他に分類されない物品賃貸業
	72 専門サービス業(他に 分類されないもの)	L-721	法律事務所、特許事務所	法律事務所、特許事務所
		L-722	公証人役場、司法書士事務所、土地 家屋調査士事務所	公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
L		L-723	行政書士事務所	行政書士事務所
		L-724	公認会計士事務所、税理士事務所	公認会計士事務所、税理士事務所
学析证		L-725	社会保険労務士事務所	社会保険労務士事務所
开究		L-726	デザイン業	デザイン業
•		L-728	経営コンサルタント業	経営コンサルタント業
吗 • 支		L-729	その他の専門サービス業	興信所、翻訳業(著述家業を除く)、通訳業、通訳案内業、 不動産鑑定業、他に分類されない専門サービス業
行け	73 広告業	L-731	広告業	広告業
1	74 技術サービス業(他に 分類されないもの)	L-742	土木建築サービス業	建築設計業、測量業、その他の土木建築サービス業
ゴス		L-743	機械設計業	機械設計業
表		L-744	商品·非破壊検査業	商品検査業、非破壊検査業
		L-745	計量証明業	一般計量証明業、環境計量証明業、その他の計量証明業
		L-749	その他の技術サービス業	プラントエンジニアリング業、プラントメンテナンス業
R	89 自動車整備業	R-891	自動車整備業	自動車一般整備業、その他の自動車整備業
ť	90 機械等修理業	R-901	機械修理業(電気機械器具を除く)	一般機械修理業、建設・鉱山機械整備業
ごス業		R-902	電気機械器具修理業	電気機械器具修理業
\sim	92 その他の事業サービス業	R-912	労働者派遣業	労働者派遣業
5		R-921	速記・ワープロ入力・複写業	速記・ワープロ入力業、複写業
他に分類されないもの)		R-922	建物サービス業	ビルメンテナンス業、その他の建物サービス業
		R-923	警備業	警備業
				ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、看板書き業、コールセ